

2015(平成27)年8月18日

株式会社ベルカディア

代表取締役 辰野 勇 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理 事 長 山 崎 省 吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c.net.com>

[連絡先] もてぎ司法書士事務所

司法書士 茂木 昌子

TEL : 078 - 371 - 1721

FAX : 078 - 371 - 1712

再質問書

当法人は、貴社に対し、2014(平成26)年7月30日付申入書及び同年12月12日付再申入書の2度にわたり、貴社が提供する募集型企画旅行契約につき、「同意書」への署名を求める貴社の行為の中止等を申し入れるとともに、2015年(平成27年)3月27日付質問書において、「同意書」に関する貴社の法的見解を明らかにしていただくよう求めました。

しかし、貴社は、2015年4月26日付「質問書に対する御回答」（以下、「質問回答書」といいます。）においても、「同意書」への署名を求める行為を続ける意思を明確に表示しています。また、質問回答書中の「同意書」に関する貴社の法的見解も不明確な点が多数見受けられます。

そこで、「同意書」に関する貴社の法的見解を再度、明らかにしていただきたく、以下の質問に対する御回答を、本書面到達後1ヶ月以内に、文書にて当法人連絡先事務所までご送付いただきますようお願い致します。

なお、本書面並びに本質問に対する貴社からの御回答の有無及びその内容等、本質問に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

1. 貴社は、質問回答書第1項において、旅行業法等の行政法規は、特に禁止又は制限していない事項については、業者に裁量を認めており、「同意書」は旅行業法上、特に禁止又は制限されていないことから、業者の裁量の範囲内で認められた事項である旨、回答しています。

しかし、「同意書」記載の条項は、標準旅行業約款には規定が見当たらない条項であり、標準旅行業約款とは異なる契約条項を用いる以上は、旅行業法12条の2第1項に基づき、当該約款について国土交通大臣の認可が必要になると考えられます。「同意書」記載の条項は、無認可約款ではないのでしょうか。

特に、旅行業法12条の2第2項は、旅行業約款の認可要件として、①旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること、②旅行業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること、が必要であると定めているところ、「同意書」記載の条項は、「貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。」との文言を含んでおり、旅行者の正当な利益を害するおそれがないとは言えない

とともに、旅行業者たる貴社の責任を曖昧にするものであり、およそ旅行業法12条の2第2項の要件を満たすものとは考えられません。

貴社は、旅行業法12条の2第2項所定の認可要件を満たす余地のない無認可約款を利用しているのではないでしょうか。

なお、旅行業法31条6号によれば、無認可約款を利用した者は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

2. 貴社は、質問回答書第2項において、貴社と旅行者間の旅行契約は、旅行者の申込みに対して、貴社が承諾した時に成立すると回答しています。

(1) 標準旅行業約款の募集型企画旅行契約の部8条1項では、「募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。」と規定されており、募集型企画旅行契約は、旅行業者が申込金を受理した時に成立するとされています。

そうすると、旅行者が、貴社による契約締結の承諾があった後、申込金を支払う前に、旅行契約を解除した場合、貴社は標準旅行業約款16条1項所定の取消料を請求されておられるのでしょうか。

(2) 貴社は、旅行者が「同意書」へ署名することが、募集型企画旅行契約の成立要件とお考えなのでしょうか。旅行者は、「同意書」への署名を拒みつつ、貴社の提供する募集型企画旅行契約に基づき、旅行に参加することができるのでしょうか。

3. 貴社は、質問回答書第5項において、「同意書」の内容は、貴社が旅行者に対して、M.O.C.のイベントに付随する危険を十分に説明することが前提になっている旨、回答しています。

貴社は、いつ、どこで、誰に対して、具体的にどのような説明をしているのですか。店頭申込みの場合、電話申込みの場合、インターネットでの申込みの場合のすべてについてお答え下さい。

4. 貴社は、質問回答書第6項において、新たな文面の「同意書」を提案されています。

- (1) 「貴社の故意または過失による場合を除き」とは、貴社の履行補助者や交渉補助者の故意または過失による責任は免責されるという趣旨なのでしょうか。この点、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第27条を参照してください。
- (2) 「貴社に対する責任追及は放棄し」とは、貴社と旅行者との間で、旅行者は貴社に対して、一切、示談交渉を求めたり、訴訟を提起したりしない旨の合意をしたことを意味するのでしょうか。
- (3) 「貴社の故意または過失による場合を除き、…すべて自己責任とする」とは、貴社に過失相殺が認められる事案においても、貴社が免責されるという趣旨なのでしょうか。
- (4) 「募集型企画旅行契約の場合には」とは、受注型企画旅行契約の場合には、特別補償及び旅程保証も免責されるという趣旨なのでしょうか。

5. 貴社は、質問回答書第7項において、「同意書」記載の「責任」とは、商法及び民法上の責任を想定している旨、回答しています。

「商法及び民法上の責任」とは、損害賠償責任のみを意味しているのでしょうか。それ以外の責任があれば指摘して下さい。また、商法典・民法典上の責任のみで、その他の特別法上の責任は含まないのでしょうか。

6. 貴社は、質問回答書第8項において、同意欄へのクリックがあった場合には、別途「同意書」への署名は求めないと回答していますが、貴社ホームページ上には、

「ご入金が確認された時点でお申込み成立となり、参加チケットと当日の詳細パンフレットをお渡しいたします…。参加日、参加イベントをご確認いただき、同意書にご署名をお願いいたします。」

と記載されおり、質問回答書での御回答と貴社ホームページ上の記載内容に齟齬があるようと思われます。貴社の御回答について、これをそのまま信頼できるものなのか、疑義が生じています。この点、実際には、同意欄へのクリックがあった場合でも、別途「同意書」への署名を求めているのではないかでしょうか。

以上